



Title	日本の国会の会議におけるe-Learning の言及について
Author(s)	張, 文超
Citation	大阪大学言語文化学. 2018, 27, p. 97-109
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71229
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日本の国会の会議における e-Learning の言及について*

張 文超**

キーワード：e-learning、日本国会、国会会議録

e-Learning の普及深受国家政策的影响。为了了解今后日本社会中 e-Learning の发展趋势，有必要调查在政策以及政府的相关讨论中 e-Learning 到底被怎样定位。

本稿利用了日本国会会议检索系统，从中抽取出谈及 e-Learning の会议记录，作为研究资料。通过会议数的数量变化与会议名，谈及 e-Learning の人物，论点以及谈及 e-Learning の背景这几个方面，考察了日本国会中关于 e-learning 相关讨论。

经过调查，发现了以下四点结果

1. 日本国会中最早谈及 e-Learning の时间为 2002 年。最近，其数量呈上升趋势。关于会议名，数量最多的是以劳动・雇佣等为主要议题的厚生劳动委员会。
2. 谈及 e-Learning の人物中，最多的是与厚生劳动省有关的人物。
3. 日本国会中，有关 e-Learning の论点多样，主要可以分为“研修”，“支援”，“介绍”，“教育”，“不明”5 种类别。其中研修以及支援这些与研修或者雇用相关的数量最多。
4. 在年轻人不足，电子自治体的实现，研究造假，残疾人技能培训问题，非正式员工的增加，外国人护士培养困难等社会问题的背景下，日本国会的会议中想通利用 e-Learning 作为解决这些问题的对策。

通过这几点结果，可以发现日本国会的大多数会议中，将 e-Learning 与产业界的利用挂钩，将其定位为研修的方法以及解决雇佣问题的对策。

1 はじめに

e-Learning¹ の普及には、国の政策が大きくかかわっている。今後の日本社会で e-Learning はどのような方向に展開するかを把握するために、政策や政治的な議論などにおける e-Learning はどのように位置付けられているかを調査する必要がある。本稿は、国会会議録検索システムを利用し、e-Learning が言及された会議録をデータとし、いままでの日本の国会で e-Learning が言及された会議の数の増減と会議名、言及者、論点と言及の背景を探ることを通して、日本の国会の会議における e-Learning の位置づけ

* 日本国会会议中有关 e-Learning の言及情况（張 文超 ZHANG Wenchao）

** 大阪大学言語文化研究科博士後期課程

¹ e-Learning の日本における表記はさまざまがあるが、本稿では引用の部分を除き、「e-Learning」で統一し、表記する。

を明らかにする。

2 先行研究

2.1 e-Learning に関連する政策

e-Learning に関連する政策として、e-Japan 戦略、u-Japan 政策などが挙げられる。河村（2009）によると e-Japan 戦略は「2000 年の衆参両院本会議において、森喜朗内閣総理大臣が提唱したわが国における IT 戦略のための政策である」。この政策によって、日本のネットワークインフラの整備は急速に進んだ。菊池（2006）は、教育現場における e-Learning の増加の背景には、e-Japan 戦略が多いに影響を及ぼしていると述べた。

また、NPO 法人デジタルコンテンツ協議会（2008）によると「総務省では、e-Japan 戦略の目標と定めた世界トップレベルの情報インフラ整備がほぼ整ったのを受けて、新たな次の戦略として、2004 年 12 月に「u-Japan 政策」を策定した」。河村（2009）はこのような「諸政策の後押しを受けながら、社会基盤としてのインフラストラクチャの変貌が、e-Learning の普及にも大きな影響を与えてきた」と述べた。

以上から分かるように、e-Learning の普及には、国の政策が大きくかかわっている。菊池（2006）は「e-Japan 戦略」から今日までの日本の政策の動向を整理し、生涯教育、大学英語教育、経営戦略などにおける e-Learning の利用について提言した。しかし、政治的な議論における e-Learning の位置づけについての研究はまだない。本稿は、国会会議録検索システムを利用して、政治的な議論における e-Learning の言及について探ることで、日本の国会の会議における e-Learning の位置づけを考察したい。これによって、これからの日本社会における e-Learning はどのようなところで展開されていくかを概観することができると考えられる。

2.2 国会会議録システムを利用した先行研究

国会会議録検索システムでは、衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第 1 回国会から）をインターネットで公開している。橋本（2007）は同システムにおける国会・文教関連委員会の会議録をデータの出典とし、計量テキスト分析の手法を用いて、戦後 60 年にわたる日本の高等教育政策のイシューとアクターを抽出し、それらの変容を考察した。山本（2011）は同システムを利用して、「日本語教育」が言及された会議のアクターと論点を考察した。アクターについて、橋本（2007）はキーワードの発言者もしくは各委員の発言で言及された人で、山本（2011）はキーワードの発言者である。本稿は山本（2011）のアクターの説明に従い、「言及者」と呼ぶ。

また、論点の分析方法について、橋本（2007）と山本（2011）KH Coder を利用して、

計量テキスト分析の方法で議論された論点を考察した。しかし、量的なアプローチであるため、全体的な把握ができたが、各会議における論点とその背景を詳しく分析することができないという限界がある。本稿は橋本（2007）と山本（2011）のような量的なアプローチを利用せず、各会議録で e-Learning に関連する論点を抽出し、カテゴリー化を試み、論点および言及された背景を考察する。

3 研究目的

本稿の目的は、国会の会議録から、今日までの日本の国会の会議における e-Learning の言及について、特に e-Learning が言及された会議数の増減と会議名、言及者、論点および言及された背景を考察することで、日本の国会の会議における e-Learning の位置づけを明らかにすることである。

4 研究方法

データ収集方法として、「国会会議録検索システム」にアクセスし、簡易検索の機能を利用した。河村（2009）によると日本では、2000 年を「e-Learning 元年」としているため、検索条件の開始年月を平成 12 年 1 月 1 日とし、終了年月を調査時点の平成 29 年 5 月 20 日とした。「e ラーニング」(67)、「E ラーニング」(58) で検索した²。しかし、例えば「e ラーニング」で検索した場合、「e ラーニング」、「e- ラーニング」の形だけでなく、「e」と「ラーニング」がともに出現したものすべてヒットする。また、「e ラーニング」で検索した結果の中の 14 件は「E ラーニング」で検索した結果の中のものと同一ものである。そのため、検索したあと、手作業で e-Learning と関係がないものと重複したものを整理し、合計 101 件の会議録のデータを得た。各会議録に年月、会議名、言及者の情報を付けくわえた。次に、これらの情報を集計した。さらに、各会議の論点を抽出し、カテゴリー化³を試み、議録の内容を通して e-Learning が言及された背景を考察した。

5 研究結果

5.1 e-Learning が言及された会議数の増減と会議名

まず、e-Learning が言及された会議の数の増減について、図 1 で示したように、日本の国会の会議で e-Learning が初めて言及されたのは 2002 年である。それ以降、2004 年

² 括弧内はヒット件数を表したものである。アルファベット表記の「e-Learning」なども検索したが、ヒット件数は 0 件である。

³ 論点の抽出とカテゴリーカーの基準について、5.3.1 を参照されたい。

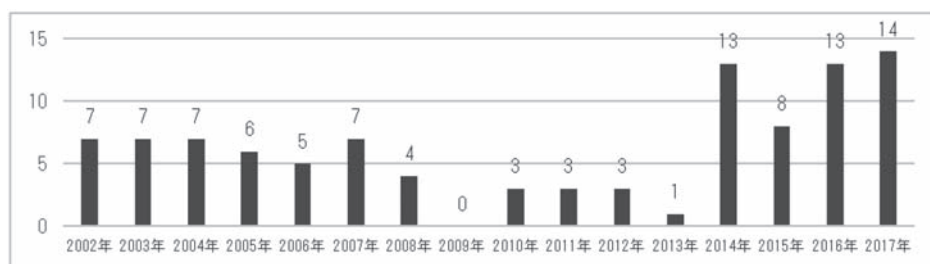


図1 e-learning 言及の会議数の増減

まで毎年7件が言及されて、2005年から2008年まで数の増減があるものの、4件以上の数を維持した。しかし、2009年にe-Learningが言及された会議数は0件で、2010年、2011年、2012年は3件で、2013年は1件である。2009年から2013年の間の会議数は比較的少ない。また、2014年に急激に13件に増加し、それ以降も8件以上を維持した。

2013年までの会議数はやや減少傾向であるが、2014年以降の合計件数は48件でおよそ全体の半数を占めている。全体から見れば、近年のe-Learningが言及された会議数は増加した。

また、e-Learningが言及された会議名で、最も多いのは労働・雇用などの問題を議論する厚生労働委員会である。19回の会議でe-Learningが言及された。厚生労働委員会以外5回以上e-Learningに言及した会議は、総務委員会（13回）、内閣委員会（7回）、文教科学委員会（6回）、経済産業委員会（6回）である。この結果から、国会の会議において、多くの場合e-Learningは労働・雇用との関連することが分かる。

5.2 e-Learningの言及者

言及者について、橋本（2007）と山本（2011）は時期ごとに言及者を集計した。しかし、e-Learningの言及者の中で、長期に渡って同じ人物がe-Learningに多く言及した人はいない。また、橋本（2007）と山本（2011）は言及者の所属と役職を扱ったが、その考察の内容は主に役職についてのものである。そこで、本稿は言及者の言及時の役職だけを集計し、考察した。

e-Learningの言及者の役職について、101の会議録の中、最も多くe-Learningに言及した人は政府参考人（30人）で、次に多いのは参考人（20人）である。両者の数の合計はe-Learning言及者の全体の半数を占めている。政府参考人は主に省庁の局長で、その中で、厚生労働省関係者7人、文部科学省関係者5人、総務省関係者5人、内閣官房関係者4人、経済産業省関係者4人、内閣府関係者3人、農林水産省関係者1人、外務省関係者1人である。参考人は主に企業の社長である。

また、政府参考人と参考人以外の言及者の中で最も多いのは厚生労働省大臣と副大臣である。次は総務大臣と副大臣、文部科学大臣と副大臣である。また内閣総理大臣、外務副大臣、経済産業大臣なども e-Learning について言及した（表 1 で示す）。

政府参考人の中の厚生労働省関係者 7 人と厚生労働省大臣 5 人と副大臣 4 人を合わせると、言及者の中で最も多いは厚生労働省関係の人であることが分かる。

表 1 言及者の役職

役職 ⁴	人数	役職	人数
政府参考人	30	経済産業大臣	1
参考人	20	経済産業副大臣	1
厚生労働副大臣	5	経済産業大臣政務官	1
厚生労働大臣	4	総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）	1
総務副大臣	4	総務大臣政務官	1
総務大臣	3	総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）	1
文部科学大臣	3	内閣府大臣政務官・復興大臣政務官	1
文部科学副大臣	2	内閣府特命担当大臣（規制改革）	1
外務副大臣	2	内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）	1
内閣総理大臣	1	役職なし ⁵	18

5.3 e-Learning が言及された会議の論点と言及背景

5.3.1 e-Learning が言及された会議の論点

まず、論点について、会議録の中で e-Learning を何のために利用したいか、もし明記していなければどのようなことと関連して e-Learning を取り上げたかを判断の基準として、各会議録の論点を抽出した。その結果、e-Learning が言及された論点はさまざまであることが分かった（表 2 で示す）。

これらの論点のカテゴリー化を試みた結果、「研修」、「支援」、「紹介」、「教育」、「不明」という五つのカテゴリーに分類することができた。そ基準について、職場の研修やキャリアアップについてのものは「研修」とし、就職支援についてのものは「支援」とし、海外または日本国内の e-Learning に関する事業紹介は「紹介」とし、教育機関（短大や専門学校など）での e-Learning ついてのものは「教育」、論点が多岐で、絞っていないものは「不明」とした。「研修」と「支援」の違いについて、「研修」は就職した人の研修で、「支援」は就職する、職場復帰する人や外国人のための支援策である。

⁴ 政府参考人と参考人の中にはさまざまな役職の名前があるが、本稿では彼らの会議における役割である「政府参考人」と「参考人」で括り、集計した。

⁵ 議員であるが、会議録では役職が記録されていない人。

表 2 国会会議録における e-Learning の論点 (※括弧内の数字は件数を表す)

研修 (50)	支援 (22)
a-1 消防団員向け研修 (4)	b-1 EPAに基づく看護師または候補者向け支援(7)
a-2 情報セキュリティ研修 (3)	b-2 障害者向け支援 (4)
a-3 研究倫理教育 (3)	b-3 フリーターなど若者に対する就職支援 (3)
a-4 コンプライアンス研修 (2)	b-4 育児休業などの休業期間中のスキルアップ (2)
a-5 社会人向け研修 (2)	b-5 被災地区の情報化推進事業 (2)
a-6 メディアリテラシー育成 (2)	b-6 外国人技能実習生向け日本語教育支援 (1)
a-7 地方創生カレッジ (2)	b-7 職場復帰の支援とメンタルヘルスケア対策 (1)
a-8 看護師の研修 (2)	b-8 女性医師の復帰の支援 (1)
a-9 個人のキャリアアップのための研修 (2)	b-9 ワークライフバランス (1)
a-10 公務員倫理、服務に関する研修 (2)	紹介 (20)
a-11 応急手当て講習 (2)	c-1 イギリスの e-Learning の取り組みの紹介 (3)
a-12 人材育成のための研修 (2)	c-2 アメリカの e-Learning の取り組みの紹介 (1)
a-13 防災研修 (1)	c-3 e-Learning などのセキュリティ問題 (1)
a-14 ケアマネジャーの研修 (1)	c-4 アジア・ブロードバンド計画 (1)
a-15 各府庁・地方公務員の評価者の育成と訓練 (1)	c-5 ICT の取り組み (1)
a-16 社会人向け教育、司法通訳、医療通訳の養成 (1)	c-6 外国からの e-Learning 設備製造の依頼 (1)
a-17 RESAS を活用できる専門人材育成 (1)	c-7 e-Japan 戦略の紹介 (1)
a-18 介護職員の腰痛予防 (1)	c-8 ベトナムの e-Learning の取り組みの紹介 (1)
a-19 教員の研修 (1)	c-9 民間での教育事業 (1)
a-20 ゲノム医療従事者の養成と研修 (1)	c-10 外国の e-Learning の取り組みの紹介 (1)
a-21 会社内の情報管理の研修 (1)	c-11 文部科学省の省内の取り組みの紹介 (1)
a-22 国民生活センターでの研修 (1)	c-12 e-Learning のマイナス面 (1)
a-23 社員向け環境教育 (1)	c-13 生涯学習の環境整備の紹介 (1)
a-24 社外取締役の基礎的な素養の向上 (1)	c-14 市町村の人材育成の取り組み (1)
a-25 中小企業の若い方々に対する再教育(1)	c-15 株式会社ワークライフバランスの取り組み(1)
a-26 弁護士の研修 (1)	c-16 社会人向け e-Learning 取り組みについて (1)
a-27 防災意識を向上するための研修 (1)	c-17 ASEAN の IT 分野における日本の役割 (1)
a-28 認定調査員に対する研修 (1)	c-18 日本精神神経学会の取り組みの紹介 (1)
a-29 人事評価者研修 (1)	教育 (4)
a-30 農業研修 (1)	d-1 教員養成 (1)
a-31 弁理士理の研修 (1)	d-2 専修学校の人材育成 (1)
a-32 各府省庁職員の能力向上 (1)	d-3 短期大学の取り組み (1)
a-33 若者向けキャリアアップの研修 (1)	d-4 地方の教育 (1)
a-34 日本精神神経学会の専門医向け研修(1)	不明 (5)

件数について、「研修」は50件で最も多く、「支援」は22件、「紹介」は20件、「教育」は4件、「不明」は5件である。「研修」が最も多いという結果から、e-Learningが言及された会議の多くは、e-Learningを社員などの研修と関係づけたことが分かる。次に、「支援」でもe-Learningが多く言及されたことから、国会の会議では外国人就労者、障害者、フリーター、子育て女性などの雇用問題の解決でe-Learningを活用したいという意図が読み取れる。また、「紹介」の中でもe-learningを雇用問題の対策として利用されたイギリスやアメリカの事例が紹介された。

「研修」、「支援」のような研修や雇用と関連して、e-Learningが多く言及されている一方で、「教育」という教育機関におけるe-Learningの活用について4件しか言及されていなかった。つまり、日本の国会の会議の多くはe-learningを学校教育と関連して取り上げたのではなく、研修や雇用と関連して取り上げたといえる。

5.3.2 e-Learning が言及された背景

紙幅の関係で、この節では上記の論点のなか比較的件数が多い6つの論点（表2の中のa-1、a-2、a-3、b-1、b-2、b-3）に絞り、e-Learningが言及された背景を該当する会議録の内容を通して分析する。

a-1 「消防団員向け研修」

抜粋 1⁶ 平成 15 年 02 月 28 日⁷

先生おっしゃいますように、消防団は地域の防災のかなめでございます。そのために、消防庁では、従来から非常にその育成強化に努めてきておりますけれども、おっしゃいますように、最近、かなりサラリーマン化が進んできている、それから若い人が減ってきているという問題があるわけでございます。（中略）それから、インターネットを最近若い方は大変お使いになりますので、これを利用しました e-ラーニングというのに今取り組んでおりまして、何とか十五年度中にこれを、実際にコンテンツも詰めまして、家庭だとか地域で消防団活動に必要な教育訓練も受けられるというような仕組みを考えておるところでございます。

抜粋 2 平成 16 年 03 月 01 日⁸

（前略）また、団員の教育方法として、サラリーマン団員や女性団員の増加を踏まえるならば、従来の消防学校への集合教育だけではなく、インターネットを利用した在宅 e-ラーニングの導入に積極的に取り組むことも不可欠ではないかと思われます。

⁶ 以下の抜粋は会議録で、社会背景や e-Learning 利用の必要性について言及した内容を取り出した部分である。

⁷ 言及者：石井淳子（政府参考人） 会議名：法務委員会厚生労働委員会連合審査会

⁸ 言及者：橋本清仁（役職なし） 会議名：予算委員会第二分科会

抜粋 1 と抜粋 2 から分かるように、地域の防災で重要な役割を果たしている消防団は若手団員の不足、サラリーマン団員や女性団員の増加などの現状があり、従来の消防学校での集合教育だけではこのような状況に対応できなくなった。このような問題を改善するために、e-Learning が取り上げられた。

a-2 「情報セキュリティ研修」

抜粋 3 平成 14 年 11 月 19 日⁹

電子自治体の推進に当たりましては既存業務の見直しを行いながら適切なシステム開発を進めていくことが必要であるとともに、住民に信頼される電子自治体を実現するためにやはり十分な情報セキュリティ対策の確立が必要と考えております。

このために、各種情報システムの構築に必要な専門知識を有するとともに、セキュリティポリシーの運用やファイアウォール等最新のセキュリティ技術に関するノウハウを有する人材の育成確保が大変重要と考えております。

総務省といたしましては、各地方公共団体における人材育成確保を支援するための、これまでも全国各地で行っておりますセミナー等の開催、さらには、来月初めより二か月間、各団体三名程度の情報担当者を対象にいたしました e-ラーニングを利用した情報セキュリティ研修を全国規模で実施することとしておりまして、来年一月には情報セキュリティ集中セミナー等の開催を予定しております。

抜粋 3 から電子自治体を実現するために、各地方公共団体におけるセキュリティ技術に関するノウハウを有する人材を育成し、確保することが重要であるという背景が確認できた。各地方公共団体の情報担当者の研修のために e-Learning が言及された。

a-3 「研究倫理教育」

抜粋 4 平成 26 年 4 月 7 日¹⁰

文科省では昨今、不正行為の疑いのある事案が相次いでいることを踏まえまして、現在、研究活動の不正行為への対応のガイドライン見直しに係る具体的な検討を進めているところでありますが、(中略)

さらに、国際標準を満たし、我が国の研究現場の実情に合った研究倫理教育の e-ラーニング教材の開発、作成を行う CITI-Japan プロジェクトについて引き続き支援を行うこととしております。

⁹ 言及者：若松謙維（総務副大臣） 会議名：総務委員会

¹⁰ 言及者：下村博文（文部科学大臣） 会議名：決算委員会

抜粋 5 平成 27 年 06 月 04 日¹¹

研究不正というのは、残念ながら、いつの時代にも起こってきた。過去形、そうですね、完全にゼロになることを理想といたしますが、起こらないように常に研究所としても取り組むということが大変大事だと思ってございます。(中略) 研究倫理のきちとしたトレーニングということも必要と思ひまして、全所に E ラーニング等を通じて受講するように言いました。

抜粋 4 では、「不正行為の疑いがある事案が相次いでいる」という現状が述べられた。文部省は研究不正を防ぐため、CITI-Japan という e-Learning に関連するプロジェクトを通して、研究機関における研究倫理教育を支援していた。抜粋 5 も抜粋 4 と同じ、研究不正を防ぐためという趣旨で、研究所は研究倫理に関する e-Learning を実施し、研究倫理をトレーニングしようとした。

b-1 「障害者向け支援」**抜粋 6** 平成 15 年 02 月 12 日¹²

一番大変なのは、やはり障害を持たれた方のスキルアップをどうしていくか。これが例えば e-ラーニングなどでちゃんとしたものが存在しないために、技術者として最高の教育を受けてもらいたいと思っても、その学校に行ってもちゃんと勉強することができないわけですね。ですから、本当は e-ラーニングのような IT 系でいろんな仕事を勉強してほしいのに、それもないし学校もちゃんと行けないという、このジレンマが一番多いですね。スキルアップができない。

抜粋 7 平成 18 年 03 月 07 日¹³

e-ラーニングによる効果的な訓練の在り方、それをとらえた上で、現在実施している障害者の態様に応じた多様な委託訓練の中で、障害者の在宅就労を支援する機関等へ委託し、e-ラーニングによる IT 技能付与のための訓練を実施したいと考えております。

抜粋 6 で議論されていたのが会社内における障害者のスキルアップの問題である。当時まだ適切な障害者向けの e-Learning システムが存在しなかったため、たとえ技術を持った障害者の社員であっても、普通に学校に行けないため、スキルアップができないという問題があった。抜粋 7 では、e-Learning は障害者の在宅就労の支援の一つとして言及され、抜粋 7 で述べられた障害者がスキルアップできない問題が改善されたことが読み取れる。

¹¹ 言及者：松本紘（参考人） 会議名：科学技術・イノベーション推進特別委員会

¹² 言及者：関根千佳（参考人） 会議名：共生社会に関する調査会

¹³ 言及者：川崎二郎（厚生労働大臣） 会議名：予算委員会

b-2 「フリーターなど若者に対する就職支援」

抜粋 8 平成 16 年 11 月 17 日¹⁴

特に、フリーターと呼ばれるこの全体の数が二百万人とされており、依然として増加傾向にあるのみならず、最近、先ほどもお話ありましたが、働く意欲を失い、働くための訓練を受けることもしないいわゆるニート、ノット・イン・エンプロイメント・エデュケーション・オア・トレーニングと呼ばれる若者たちの問題も急速にクローズアップされてきております。(中略)

文部科学省におきましては、このうち、学校段階からキャリア教育やフリーター対策について一層強化することとしておりまして、具体的には、(中略) フリーター等の若年人材がいつでもどこでもだれでも手軽に職業能力の向上や学び直しができるように e-Learning を活用した学習支援の仕組みの構築を目指した取組の、三つの施策に取り組むこととし、現在、関係府省と調整をしているところであります。

抜粋 9 平成 17 年 03 月 08 日¹⁵

間もなくいわゆる団塊の世代が第一線から離れていくという中で、例えば IT 技術を活用した全国のフリーターの方々、あるいはまた中小企業の従業員の方々、さらには新規学卒者だけではなくて女性や高齢者等々が気軽に参加できるような体制がこれからますます必要になっていくのではないかと、有効な人材として活用していくことが大事だろうというふうに思っております。そういう意味で、文部科学省、経済産業省と一緒にしまして、IT 技術の利点を生かした若者、フリーターあるいは女性、その他いろんな立場の方々に気軽に参加していただけるような体制、草の根 e-Learning 事業というふうに我々は呼んでおりますけれども (後略)

抜粋 8 では、フリーターやニートなどの人数の増加、若者の働く意識の低下という社会的背景が記述されていた。フリーターなどの若年人材の職業能力向上を支援し、若年の雇用問題を改善するための支援策として、e-Learning が取り上げられた。また、抜粋 9 では、「団塊の世代が第一線から離れていく」という現状が述べられて、「草の根 e-Learning 事業」が新たな労働人口確保の対策として打ち出された。抜粋 8 と抜粋 9 から、いつでもどこでも利用できる e-Learning を職業訓練や職業能力向上のために活用することによって、フリーターや若年人材を確保したいという政府側の期待が読み取れる。

¹⁴ 言及者：塩谷立（文部科学副大臣） 会議名：経済・産業・雇用に関する調査会

¹⁵ 言及者：中川昭一（経済産業大臣） 会議名：予算委員会

b-3 「EPA に基づく看護師または候補者向け支援」

抜粋 10 平成 29 年 04 月 12 日¹⁶

EPA 協定に基づく看護師候補者の国家試験合格率は、確かに日本人の合格率九割弱と比較すると低いわけではありますが、平成二十八年度の試験では、一四・五％の合格率であり、前年度の一一％より三・四％向上し、過去最高となったところでもあります。ただ、まだまだ低い水準であることは事実でございます。

抜粋 11 平成 29 年 04 月 14 日¹⁷

EPA に基づく看護師、介護福祉士候補者の受け入れにつきましては、二国間の経済活動の連携強化の観点から実施しているものでありまして、政府としてこれまでも、訪日前の日本語研修、国家試験の得点が一定水準以上の者など一定の条件に該当した場合に、在留資格の在留期限を一年延長、また、国家試験に向けた候補者に対する E ラーニングなどの学習支援などによる支援を実施してまいりました。

EPA（経済連携協定）に基づく看護師候補者は、日本の国家試験に合格し、免許を取得しなければならない。そのため、言葉の壁、生活習慣や文化の違い、日本の国家試験など、乗り越えなければならない課題が大きく、免許を取得するのは非常に困難である。抜粋 10 は安倍総理大臣の発言を記録したものである。この会議録から分かるように、EPA 協定に基づく外国人看護師候補者の国家試験合格率が過去最高だが、依然と低い水準である。また、抜粋 11 から分かるように、日本政府は、EPA に基づく看護師候補者を支援するために、訪日前の日本語研修、一定の条件で在留期限の延長などの支援対策を実施した。e-Learning は国家試験に向けた候補者の支援対策として取り上げられた。

6 結論と今後の課題

本稿は、「国会会議録検索システム」を利用して、日本の国会の会議における e-Learning の言及について調査した。その結果、e-Learning 元年と呼ばれている 2000 年から 2017 年まで、合計 101 回の会議で e-Learning が言及された。e-Learning が最初に言及されたのは 2002 である。最近、その言及の件数は増加傾向にある。

会議名について、最も多いのは労働・雇用などについて議論する厚生労働委員会である。言及者の中、e-Learning に最も多く言及したのは厚生労働省関係の人である。したがって、国会の会議において多くの場合 e-Learning は労働・雇用と関連して言及されたといえよう。

また、e-Learning が言及された会議ではさまざまな論点があったが、カテゴリー化を

¹⁶ 言及者：安倍晋三（内閣総理大臣） 会議名：厚生労働委員会

¹⁷ 言及者：古屋範子（厚生労働副大臣） 会議名：厚生労働委員会

試みた結果、主に「研修」、「支援」、「紹介」、「教育」、「不明」という五つのカテゴリーに分類することができた。その中で「研修」と「支援」が最も多く、国会の会議で多くの場合、e-Learning を研修や雇用と結びつけ、その対策として位置付けていることが分かった。

さらに、本稿は比較的件数が多い論点の言及背景を考察した。その結果、若手不足、電子自治体の実現、研究不正、障害者のスキルアップの問題、フリーターなどの人数の増加、外国人看護師候補養成の困難などの社会の問題を背景として、国会の会議で e-Learning をこれらの対策として活用したいということが分かった。

デジタルコンテンツ協議会（2008）によると、情報通信技術の教育利用のフィールドは、大きく分けて学校教育界と産業界がある。情報通信技術を利用した e-Learning も同じくこのような二つのフィールドで利用されている。学校教育界で e-Learning は初・中・高等教育の教育効果向上のために活用され、産業界で e-Learning は企業研修や社会人教育のために活用されている。今回の調査を通して、日本の国会の会議の多くは、e-Learning の産業界における利用を言及し、e-Learning を研修の方法や雇用問題の対策として位置付けた。今後 e-Learning は産業界というフィールドのさまざまな分野（例えば、表 2 で示した「研修」と「支援」の中の項目）で活用されていくだろう。

最後に、今後の課題について述べる。本稿は論点のカテゴリー化を試みたが、その基準は試作的なもので、今後日本の国会の会議における e-Learning の言及数が増えるにつれて、より精密化する必要がある。また、会議録の前後の文脈から e-Learning が言及された背景について分析したが、今後各年の雇用状況、政治状況と関連付けて、より多面的にその背景を分析する必要がある。

参考文献

河村一樹（2009）『e-Learning 入門』大学教育出版

菊池俊一（2006）「『e-Japan 戦略』による e-Learning の普及について」、『名古屋外国語大学外国語学部紀要』30、pp.33-58、名古屋外国語大学

国際厚生事業団体『平成 30 年度版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れパンフレット』

国会会議録システム URL：<http://kokkai.ndl.go.jp/>

デジタルコンテンツ協議会（2008）『e ラーニング—実践と展望』米田出版

橋本鉦市（2007）「戦後高等教育政策におけるイシューとアクター—国会文教委員会会議録の計量テキスト分析—」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第 56 集・第 1 号、pp.71-87、東北大学大学院教育学研究科

松田謙次郎（編）（2008）『国会会議録を使った日本語研究』 ひつじ書房

山本冴里（2011）「国会における日本語教育関係議論のアクターと論点－国会会議録の計量テキスト分析からの概観」『日本語教育』149、pp.1-15、日本語教育学会